

令和 8 年度高知地方合同庁舎 機械設備等日常保守及び建築物環境衛生管理業務仕様書

第1章 機械設備等日常保守管理業務

【概要】

- 1 高知地方合同庁舎において、保守期間中、技術者により所定の運転及び保守管理を行なう。障害が発生した場合は、必要な調整及び修理を行うこととする。また、専門技術が必要で調整及び修理が困難な場合は、速やかに高知地方合同庁舎管理庁（以下管理庁という。）に連絡することとする。

なお、本仕様書に記載されていない指示事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）（以下「共通仕様書」という。）に準じて作業を行うものとする。
- 2 管理庁及び連絡先
 - (1) 管理庁 中国四国農政局高知県拠点
 - (2) 連絡先 管理庁総務担当 電話 088-875-7236 内線 221
- 3 保守対象設備
 - (1) 電気設備一式
 - (2) 機械設備一式
 - (3) 電気時計及び放送設備一式
- 4 保守対象設備の場所
高知市本町4丁目3番41号 高知地方合同庁舎
- 5 保守期間
契約期間と同じとする。

ただし、四国地方整備局が行う高知地方合同庁舎空調設備改修工事の影響で、一部の保守対象設備で保守期間が変更となる場合がある。その場合は、変更後の保守期間に従って業務を行うこと。
- 6 保守時間
行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める日（以下「閉庁日」という。）を除く8時30分から17時00分までとする。
- 7 配置人員
1名以上とする。（常駐は不要。ただし、保守時間内に障害が発生した場合は、管理庁からの連絡を受けて、概ね30分以内に駆け付けける体制を整えること。）
- 8 数量・点検周期は別表による。

【一般事項】

- 1 運転・監視
運転・監視にあたっては、関連する機器類の制御を適切に行い、効率的な運転を行うこと。
- 2 臨機の措置
災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は直ちに管理庁に通報すること。
- 3 資料等の整理
工具、器具、機器の取扱説明書等の整理、保管を行うこと。
- 4 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室の整理整頓及び掃き掃除程度の清掃、壁の清掃を行うこと。

5 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検すること。また、注意標識等の汚損、損傷等がなく見やすい状態で適正に取付けられていることを確認すること。

【電気設備の保守管理】

1-1 一般事項

1 運転・監視

- (1) 運転・監視は、商用電源または非常用電源の使用状態で、原則として目視により行なうこと。
- (2) 電気設備は、電気事業法による自家用工作物の維持及び運用についての保安基準を遵守して、その日常運転・監視を行うこととする。
- (3) 特に日常使用の多い、分電盤、制御盤等、幹線、照明器具、コンセント等の配線器具の異音、異臭、過熱、変色、不点灯等の異常を巡視及び計器指示値等により運転・監視を行うこと。また、照明器具等の不点灯時には交換を行うこと。交換時に、必要な場合にはランプ、反射板、カバー等の清掃を行うものとする。
- (4) 各設備において、機器類の取付け状態（支持部材、固定部材等の劣化、ボルトの緩みの有無）については年1回は運転・監視業務にて確認を行うものとする。
- (5) 分電盤・制御盤のキャビネット表面の除塵は日常の運転・監視業務に含む。

1-2 受変電設備

1 一般事項

- (1) 受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に自家用電機工作物の保安管理業者（以下「保安管理業者」という。）と協議して巡視経路を定め点検すること。なお、異常がある場合は速やかに、詳細を示して管理庁に報告すること。
- (2) 電気設備は、電気事業法による自家用工作物の維持及び運用についての保安基準を遵守して、その日常運転・監視を行うものとする。

2 運転・監視

異音、異臭及び異常振動の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査すること。

1-3 自家発電設備

1 一般事項

自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転、または緊急時に迅速な対応がなされるよう行うこと。

2 運転・監視・立会

- (1) 共通台板、台上に搭載された機器等に変形、損傷、脱落等の有無を点検すること。
- (2) 燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検すること。
- (3) 冷却水の漏れの有無を確認すること。
- (4) 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態にあることを確認すること。
- (5) 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検し、玉切れがある場合は交換すること。
- (6) 消防法第16条の5に基づく地下タンク貯蔵所の立入検査及びその他定期検査の際には、乙種第4類危険物取扱者の有効な免状の交付を受けた者を立会わ

せるものとする。

1-4 直流電源設備

1 運転・監視

- (1) 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検すること。
- (2) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検すること。

1-5 太陽光発電設備

1 運転・監視

太陽光アレイ、接続箱、パワーコンディショナの取付け状態、損傷、破損、錆、腐食及び取付けボルト緩みの有無を点検すること。なお、緩みがある場合は増締めすること。

1-6 外灯

1 運転・監視

- (1) 点灯状態を確認し、消耗品の交換を行うこと。
- (2) 損傷、破損、錆、腐食及び取付けボルト緩みの有無を点検すること。なお、緩みがある場合は増締めすること。

1-7 雷保護設備

1 運転・監視

- (1) 突針及び棟上導体の取付け状態、損傷等の有無を点検すること。
- (2) 突針等の支持管の固定状態を点検し、ボルト等の増締めを行うこと。
- (3) 避雷導線の断線、端子接続部の発錆及び締付けの緩みの有無を点検し、緩みがある場合は増締めを行うこと。

1-8 構内配電線路・構内通信線路

1 運転・監視

- (1) 架空線、引込線及びちよう架線の他の造営物・植物との離縁距離、たるみ、損傷等の有無を確認すること。
- (2) 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検すること。
- (3) ケーブル本体及び端末部の損傷、腐食、コンパウンド漏れ、他の工作物との離隔の適否を点検すること。
- (4) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検すること。
- (5) マンホールのふたの損傷の有無を点検すること。

【機械設備の保守管理】

2-1 一般事項

1 運転・監視

- (1) 機器または設備の運転は、性能及び規格に適した燃料並びに補給材を用い、取扱説明書に従い適正に操作すること。消耗品の交換が必要な場合は交換を行うこと。
- (2) 運転開始前もしくは運転終了直後または運転中の交換が必要な場合は交換を行うこと。巡視その他必要な状態監視を行うこと。
- (3) 空調関連機器について、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を行うこと。また、エアコン及び空気調和機のフィルター清掃を行うこと。対象機器及び作業月は別表のとおり。

別表

点検内容	点検月	対象機器
1. エアコン		ACR-B1、ACP-1W-1、ACP-1N-1・2、ACP-2N-1(2台)、ACP-3N-1～5(7台)、ACP-4N-1～2(5台)、ACP-2S-1～6(7台)、ACP-3S-1～2(6台)、ACP-4S-1～3(4台)、ACP-5S-1～4(6台)【合計41台】
フィルター清掃	8月、11月、2月	
フロン簡易点検	8月、11月、3月	ACR-B1(ルームクーラー)以外【合計40台】
2. 空気調和機		ACU-1、ACU-2、ACU-3、ACU-4、ACU-5【合計5台】
フィルター清掃	8月、11月、2月	
3. チラー		AHP-1(10.03kw×4台)
フロン簡易点検	8月、11月、3月	

2-2 空気調和等関連機器（6月1日から）

1 操作及び巡視

下記に掲げる事項を適正に行い、必要に応じ、各部の汚れの除去、調整、ネジの増締め、注油その他これらに類する措置を講じること。

(1) 空気熱源ヒートポンプユニット

管理庁より指示のある期間中、各部の日常点検・運転データの記録を行うこと。

- (ア) 冷温水入口及び出口温度。
- (イ) 潤滑油圧力及び温度。
- (ウ) 圧縮機吸込及び吐出圧力
- (エ) 電源電圧及び圧縮機電流
- (オ) 機械室温

(2) 空気調和機

- (ア) 異音、異常振動がないこと。
- (イ) 本体ケーシング、ダクト接続部等に空気漏れがないこと。
- (ウ) 運転電流が定格電流値以下であり、通常範囲にあること。
- (エ) 吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であること。

(3) ポンプ類

- (ア) 各部に異音、異常振動がないこと。
- (イ) 軸封部からの水漏れが適当であること。
- (ウ) 電動機に異常発熱がないこと。
- (エ) 運転電流が定格電流値以下にあること。

(4) 送風機

- (ア) 各部に異音、異常振動がないこと。
- (イ) 運転電流が定格電流値以下のこと。また、通常と著しい相違がないこと。
- (ウ) Vベルトのバタツキがないこと。

(5) 有圧換気扇

- (ア) 各部に異音、異常振動がないこと。
- (イ) 電動機の回転方向が正しく、表面温度に異常が無いこと。

- (ウ) 運転電流が規定値内であること。
- (エ) 羽根車がフレーム等に接触していないこと。

2-3 給排水衛生機器

1 一般事項

1 運転・監視

施設運営条件に基づき、給排水衛生機器（給排水ポンプ）を稼働させ、その状況を監視し、制御を行うこと。

2 日常点検・保守

給排水衛生機器（給排水ポンプ）の目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行うこと。給・排水槽の整備時等にも点検を行うこと。

なお、点検の結果に基づき給排水衛生機器（給排水ポンプ）の機能の回復又は危険の防止のための軽微な作業を行うこと。

【電気時計及び放送設備の保守点検管理】

3-1 一般事項

1 監視

日々、巡視その他必要な状態監視を行い、異常が生じた場合は速やかに管理庁に通報すること。

2 点検

年1回、適正に行い、点検結果については高知地方合同庁舎管理庁（中国四国農政局高知県拠点）に報告すること。

3-2 電気時計設備

1 監視

子時計の表示状況の監視。

2 点検内容

(1) 親時計

- (ア) 停電時の動作確認及び電圧測定を行うこと。
- (イ) 子時計出力時の動作確認及び子時計駆動用電圧測定を行うこと。
- (ウ) AC/DC 切り替えリレーに異常がないこと。
- (エ) 設定プログラム内容を確認すること。
- (オ) 子時計モニターの表示内容に異常がないこと。
- (カ) 各操作スイッチが正常に作動すること
- (キ) 時計確認を行い、誤差が生じている場合は調整をすること。

(2) 子時計

- (ア) 運針動作確認を行い、誤差が生じている場合は適宜、調整すること。
- (イ) 装置外装及び表示板に汚れがある場合は、清掃すること。

3-3 放送設備

1 監視

スピーカー音量の状態監視。

2 点検内容

外部出力選択スイッチ、アナウンスマイク及びスピーカーが正常に作動すること。

【その他の事項】

- 1 水道パッキン等特殊技術を要しないものの交換を行うこと。

- 2 消耗品等必要物品を管理庁へ要求すること。

次に掲げる事項は、保守管理契約に含まないものとする。

- 1 機械設備の移設、変更または撤去行為。
- 2 室内配線の増設または変更行為。
- 3 高知地方合同庁舎側の故意または過失による機器の破損等による調整及び修理行為。
- 4 増設または取替えを要する部品代。

第2章 建築物環境衛生管理業務

【概要】

- 1 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者1名を任命し、高知地方合同庁舎において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）等に規定する建築物環境衛生管理業務等に当たるものとする。
- 2 測定結果、作業実施報告等について建築物環境衛生管理技術者は、その都度高知地方合同庁舎管理庁（中国四国農政局高知県拠点）に報告するものとする。

【業務内容】

以下の各項目を所定の時期に行なうこと。

- 1 空気環境測定（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号イ、同施行規則第3条の2第1号）（以下「令」、「規則」という。）

測定項目	測定場所	測定時期及び回数
1 浮遊粉じん量	地下 倉庫 (1点) 1階 南北事務室 (2点) 2階 南北事務室 (2点) 3階 南北事務室 (2点) 4階 南北事務室 (2点) 5階 南北事務室 (2点) 庁舎外 (1点) 合計 7か所 (12点)	2ヵ月ごと (偶数月、年6回)
2 一酸化炭素の含有率		
3 二酸化炭素の含有率		
4 温度		
5 相対湿度		
6 気流		

測定方法及び使用機器等は、規則第3条の2第1号に定められたとおりとする。

- 2 照度測定（人事院規則10-4第15条、事務所衛生基準規則第10条、労働安全衛生規則第605条）

測定場所	測定方法	測定時期及び回数
1と同じ (庁舎外を除く)	特に規定なし	6月以内毎に1回 (4月、10月)

3 残留塩素の測定（規則第4条第7号）

測定場所	測定方法	測定時期及び回数
地階 5階 合計2カ所	比色法	正午前後 (7日ごとに1回)

4 飲料水の検査（令第2条第2号イ、規則第4条第3号）

検査項目	検査資料	検査方法	検査時期
水質基準に関する省令 (厚生労働省令第101号) に定める項目	便所給水栓から採水	水質基準に関する省令 (厚生労働省令第101号) 別表により行うこと	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第3号イに定める項目 5月、11月 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第3号ロに定める項目 7月

5 害虫（ゴキブリ、ねずみ等）の防除（令第2条第3号ロ、規則第4条の4）

実施項目	実施方法	実施場所	実施時期
生息状況調査	害虫の発生場所、生息場所などについて調査する。	高知地方合同庁舎内	7月、1月 (閉庁日)
害虫駆除	薬事法第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。	各階 2, 534 m ²	7月、1月 (閉庁日)

6 給水槽の整備（規則第4条第7号）

整備方法	整備対象	整備時期
貯水槽整備専用器具を使用し、槽内の沈積物、浮遊物、付着物の除去を行い、洗浄汚水の完全なる排水を確認の上、消毒を行うこと。	受水槽 16 m ³ 高置水槽 6 m ³	11月 (閉庁日)

7 排水槽の整備（規則第4条の3）

整備方法	整備対象	整備時期

排水槽整備専用器具を使用し、槽内の沈積物、浮遊物、付着物等の汲取りを行い、槽内の洗浄を行うこと。	汚水槽 1 2 m ³ 雑排水槽 7 m ³ 雑排水槽 1 4 m ³	5月、11月 (閉庁日)
	湧水槽 1 2 m ³	11月 (閉庁日)

第3章 その他

- 1 受注者は、毎月業務完了後、別紙1に定める業務完了通知書を発注者に提出するものとする。
- 2 この仕様書に定めない事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
- 3 受注者は業務完了通知書受理後、10日以内に検査職員の検査を受けることとし、これに合格した場合は、発注者に契約代金を請求できるものとし、発注者は、受注者が提出する適法な支払い請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求額を支払うものとする。
ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間には算入しないものとする。
- 4 クロスコンプライアンスについて
 - (1) 主な環境関係法令の遵守
受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
 - ① エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
 - ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
 - ③ 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - (2) 環境関係法令の遵守以外の事項
受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、契約後1度目の報告書提出時に別紙2を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
 - ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、

燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

点検保守数量・点検周期表

電気設備

区 分	項 目	数 量	点検周期
1. 電灯・動力設備	照明器具の点灯状態	4,142 m ²	月1回
	分電盤	33 面	月1回
	照明器具のランプ交換	4,142 m ²	都度
2. 受変電設備	盤類(閉鎖型)	7 面	月1回
	変圧器	4 台	週1回
	交流遮断器	1 台	日1回
	計器用変成器	4 台	週1回
	高圧指示計器がある盤面	2 面	日1回
	高圧指示計器	5 個	月1回
	低圧指示計器がある盤面	4 面	日1回
	低圧指示計器	5 個	月1回
	低圧進相コンデンサ	3 台	週1回
3. 自家発電設備	自家発電装置	1 組	週1回/ 日1回
	始動用蓄電池装置 整流装置	1 組	週1回/ 日1回
	始動用蓄電池装置 蓄電池	1 組	週1回
	燃料タンク等	2 基	週1回
	ラジエータ	2 台	週1回
	換気装置	2 台	月1回
	排気管	1 組	月1回
	バルブ	6 個	月1回
4. 直流電源装置	整流装置	1 組	週1回/ 日1回
	蓄電池	1 組	週1回
5. 太陽光発電設備 (公称電力10.0016kW)	太陽光アレイ	1 組	月1回
	接続箱、集電箱	1 組	月1回
	パワーコンディショナ	1 組	月1回

	発電状況	1組	日1回
5. 外灯		2基	日1回
		2基	月1回
7. 雷保護設備	突針	3基	月1回
8. 構内配電線路・構内通信線路	電柱、支持物等	1本	月1回
	マンホール	4個	月1回

機械設備

区 分	項 目	数 量	点検周期
1. 給排水衛生機器	ポンプ類（陸上）	2台	月1回
	ポンプ類（水中）	8台	月1回
	受水タンク・高置タンク	3基	月1回
	汚水槽・雑排水槽	4基	月1回
2. 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	1台	日1回 (6月から)
3. 空気調和等関連機器	空気調和機	5台	月1回 (6月から)
	送風機	7台	週1回 (6月から)
	有圧換気扇	1台	年1回 (6月から)

業務完了通知書

下記請負業務につき、契約書及び仕様書に基づいて令和 年 月分の業務を完了したので、通知します。

記

- 業務名 令和8年度高知地方合同庁舎
機械設備等日常保守及び建築物環境衛生管理業務
- 履行場所 高知市本町4丁目3番41号 高知地方合同庁舎
- 請負金額 金 円
(内消費税額及び地方消費税額 円)
- 当月支払代金 金 円
- 契約期間 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

令和 年 月 日

高知地方合同庁舎管理庁
中国四国農政局高知県拠点 殿

受注者 住所

氏名

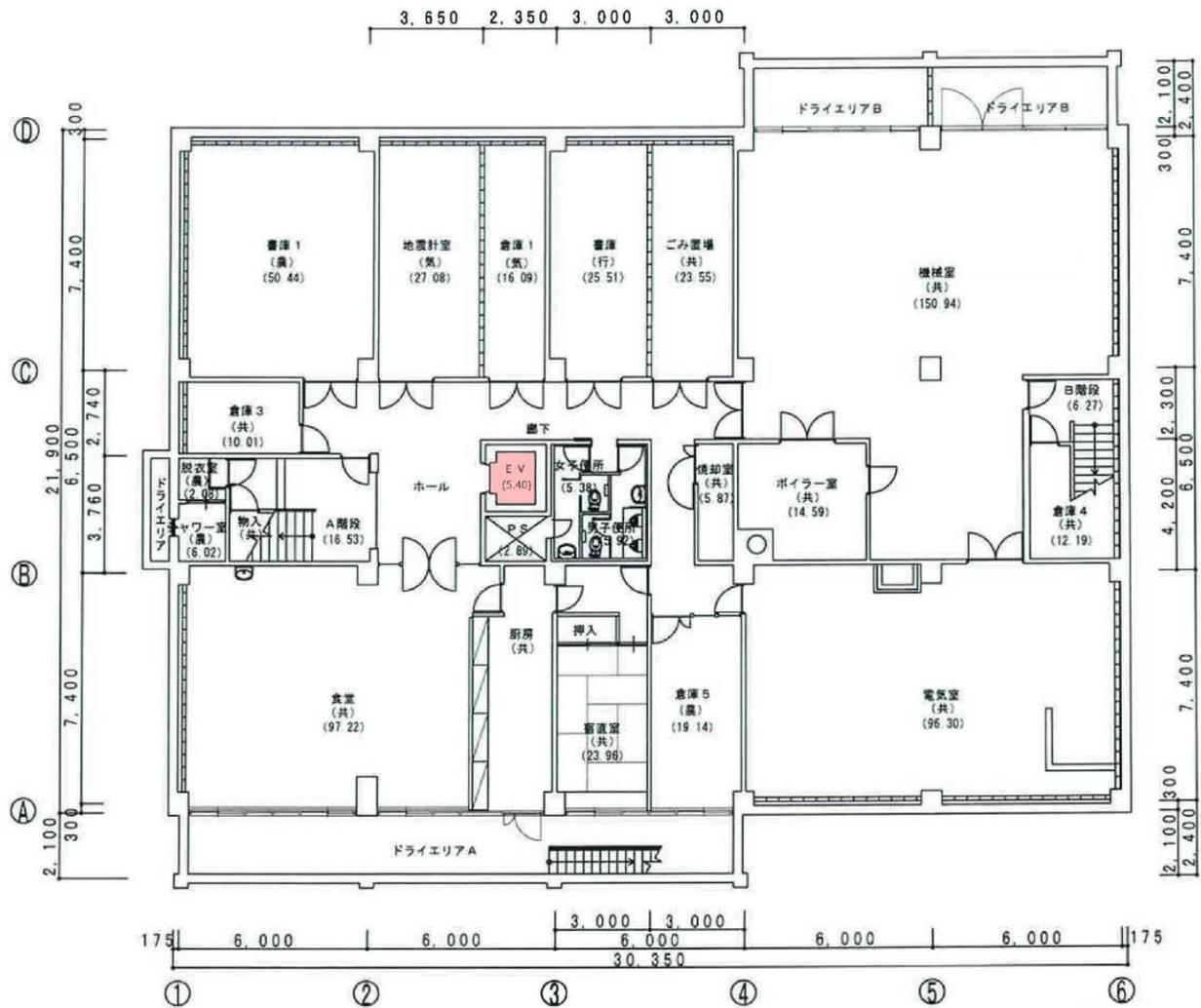
点検保守数量・点検周期表

電気設備

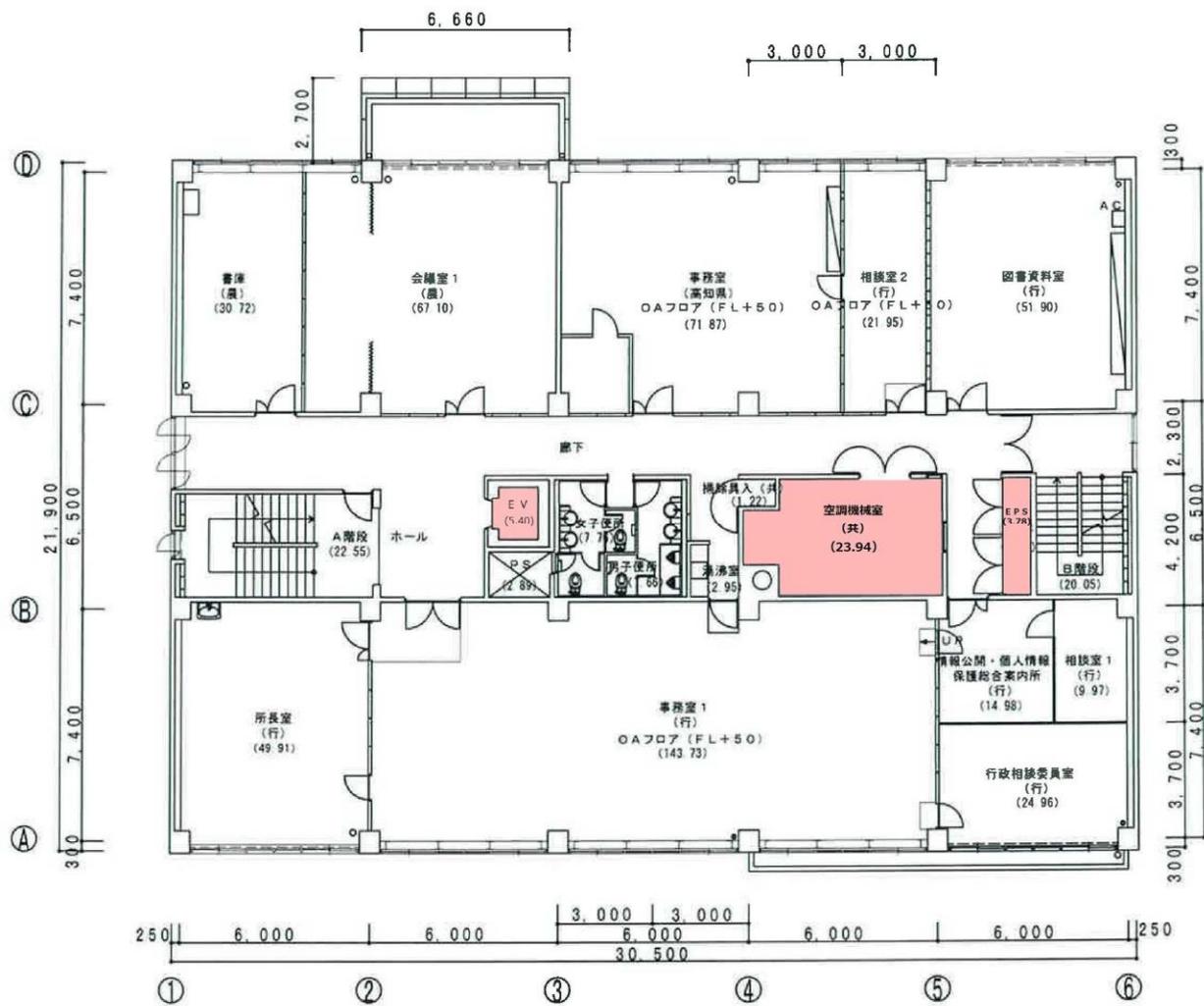
区 分	項 目	数 量	点検周期
1. 電灯・動力設備	照明器具の点灯状態	4,142㎡	月1回
	分電盤	33面	月1回
	照明器具のランプ交換	4,142㎡	都度
2. 受変電設備	盤類(閉鎖型)	7面	月1回
	変圧器	4台	週1回
	交流遮断器	1台	日1回
	計器用変成器	4台	週1回
	高圧指示計器がある盤面	2面	日1回
	高圧指示計器	5個	月1回
	低圧指示計器がある盤面	4面	日1回
	低圧指示計器	5個	月1回
	低圧進相コンデンサ	3台	週1回
3. 自家発電設備	自家発電装置	1組	週1回/ 日1回
	始動用蓄電池装置 整流装置	1組	週1回/ 日1回
	始動用蓄電池装置 蓄電池	1組	週1回
	燃料タンク等	2基	週1回
	ラジエータ	2台	週1回
	換気装置	2台	月1回
	排気管	1組	月1回
	バルブ	6個	月1回
4. 直流電源装置	整流装置	1組	週1回/ 日1回
	蓄電池	1組	週1回
5. 太陽光発電設備 (公称電力10.0016kW)	太陽光アレイ	1組	月1回
	接続箱、集電箱	1組	月1回
	パワーコンディショナ	1組	月1回
	発電状況	1組	日1回
5. 外灯		2基	日1回
		2基	月1回
7. 雷保護設備	突針	3基	月1回
8. 構内配電線路・構内 通信線路	電柱、支持物等	1本	月1回
	マンホール	4個	月1回

機械設備

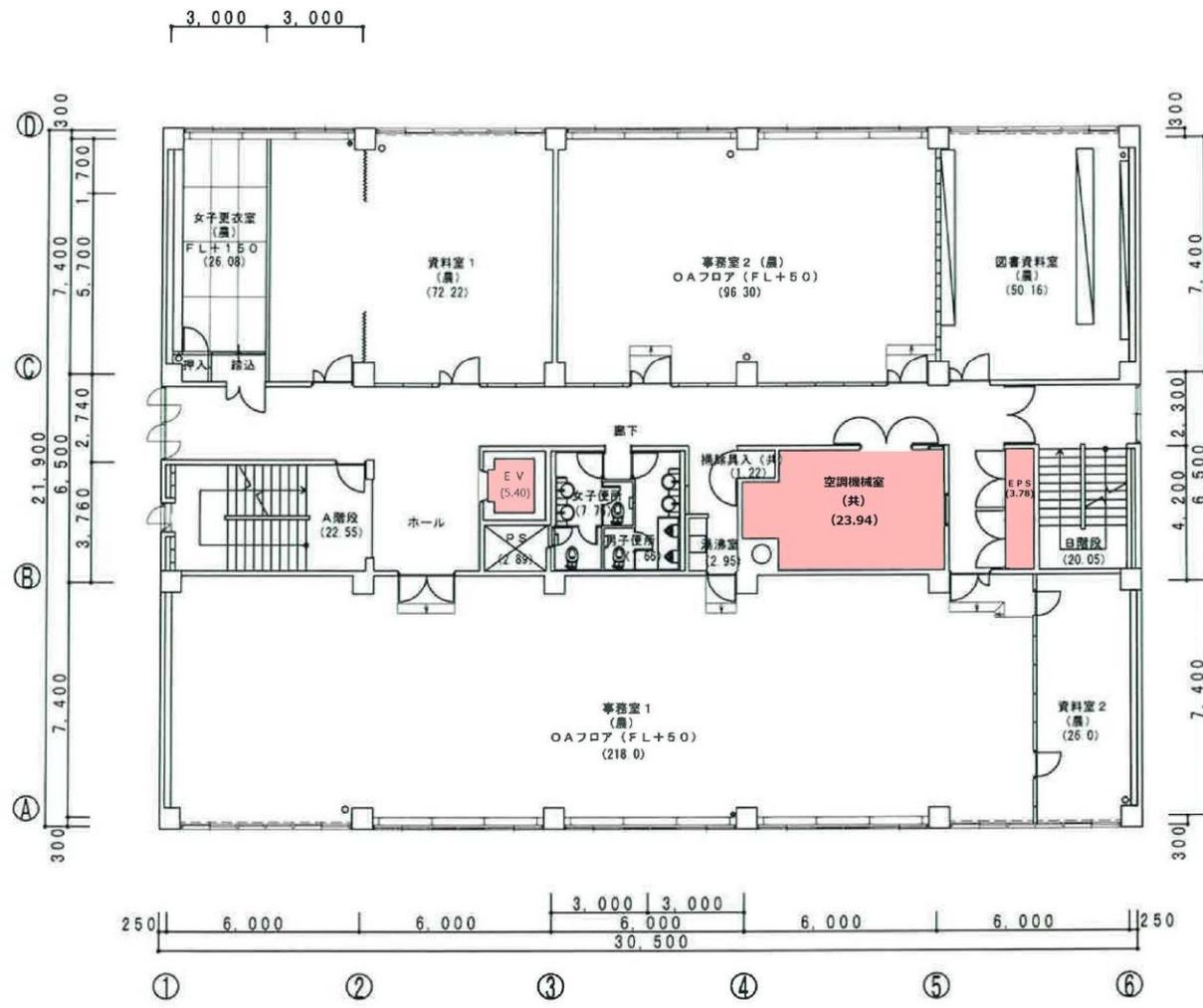
区 分	項 目	数 量	点検周期
1. 給排水衛生機器	ポンプ類(陸上)	2台	月1回
	ポンプ類(水中)	8台	月1回
	受水タンク・高置タンク	3基	月1回
	汚水槽・雑排水槽	4基	月1回
2. 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	1台	日1回 (6月から)
3. 空気調和等関連機器	空気調和機	5台	月1回 (6月から)
	送風機	7台	週1回 (6月から)
	有圧換気扇	1台	年1回 (6月から)



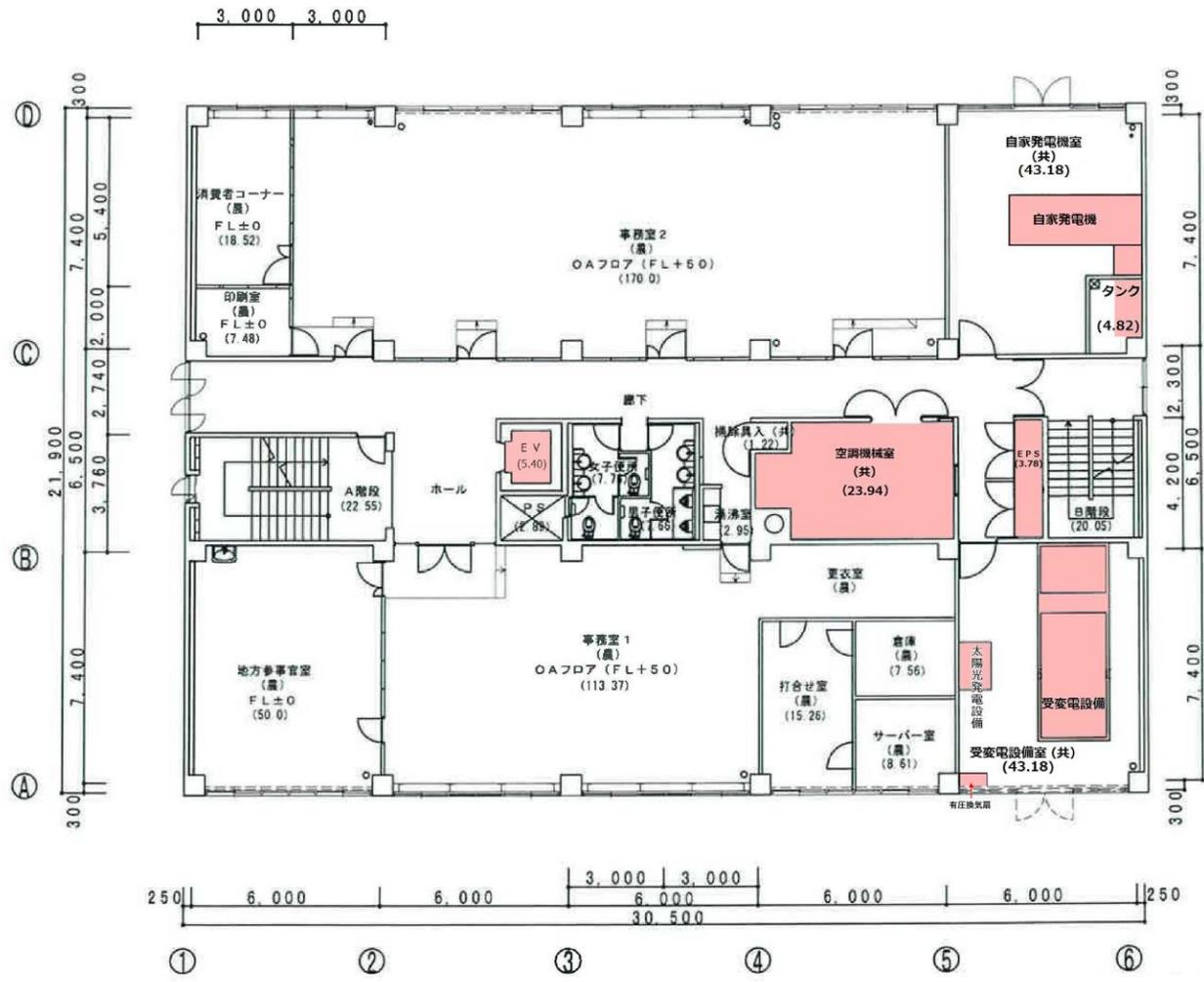
地下1階平面図



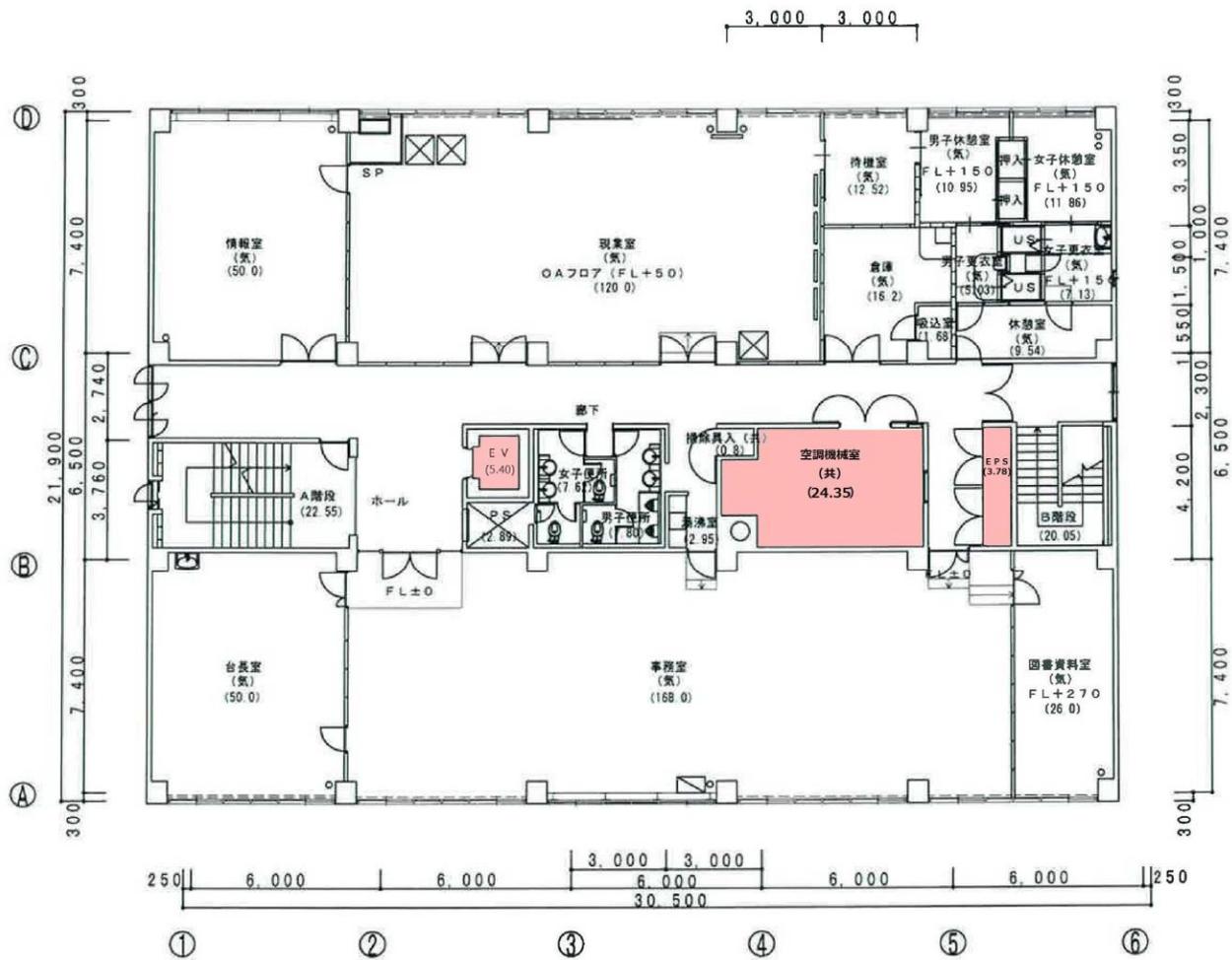
2階平面図



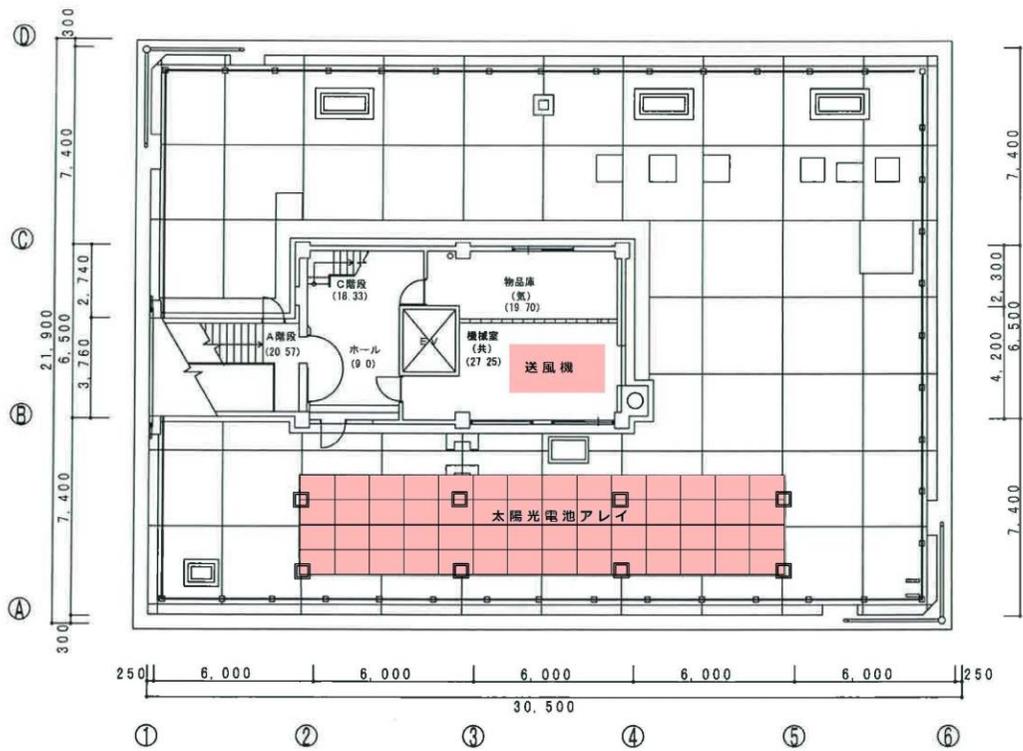
3階平面図



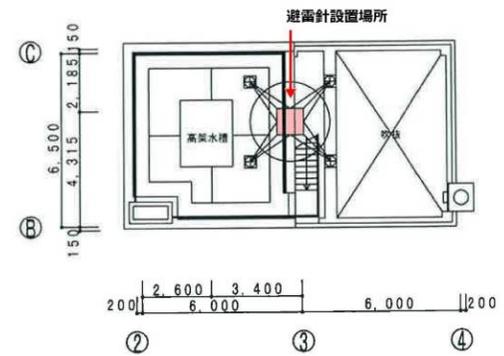
4階平面図



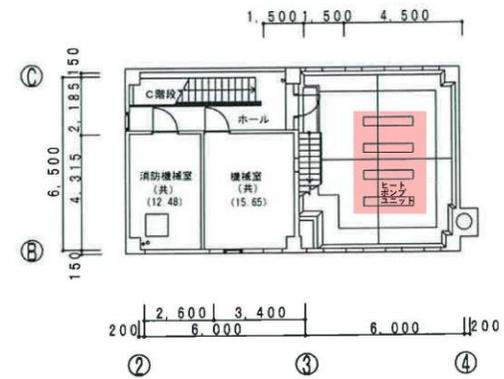
5階平面図



6階平面図



PH階屋根伏図



PH階平面図

地階平面図

害虫駆除

管理庁立会

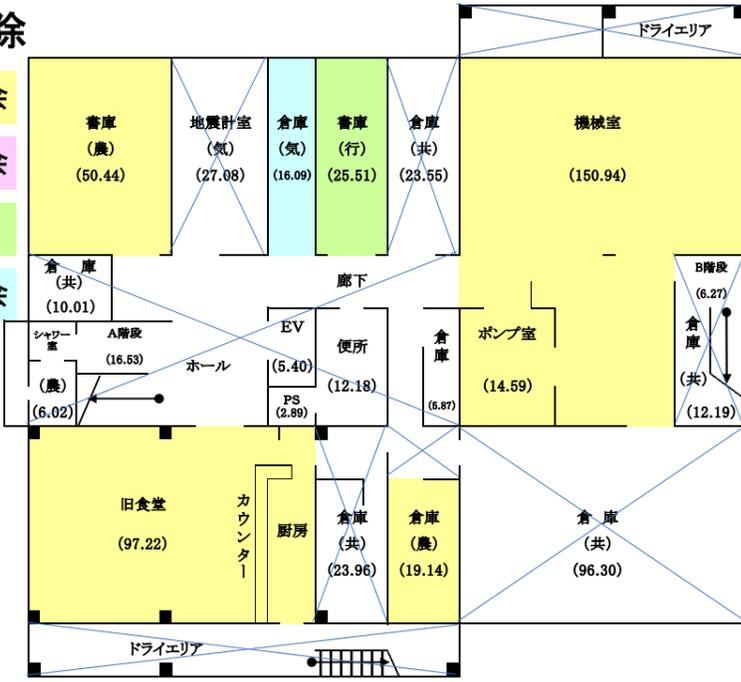
労働局立会

行監立会

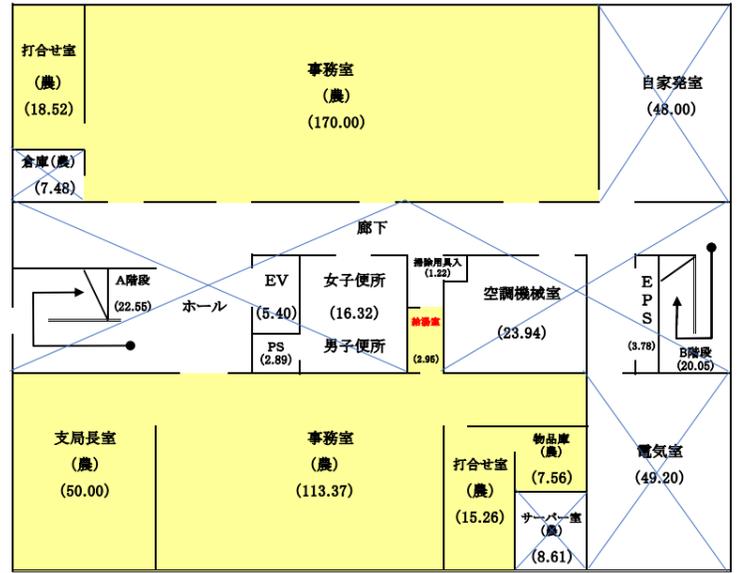
気象台立会

ポイント散布箇所(赤字)

その他は空中噴霧
(空中噴霧は一日、入室しない。)

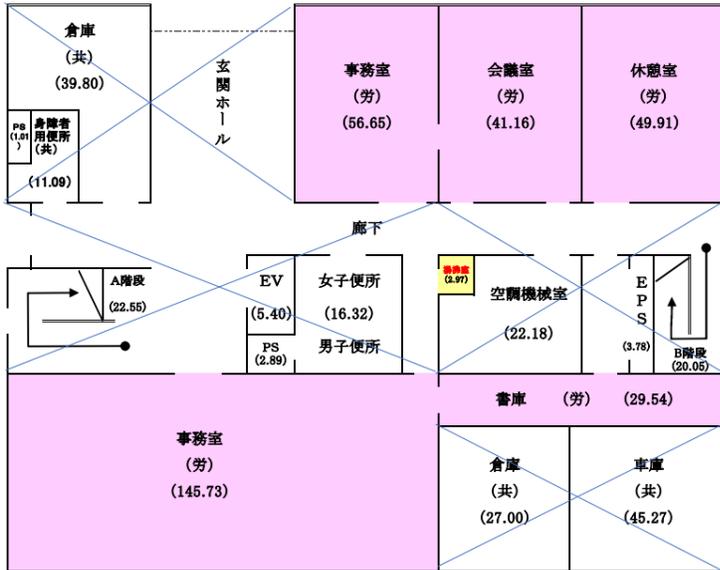


4階平面図



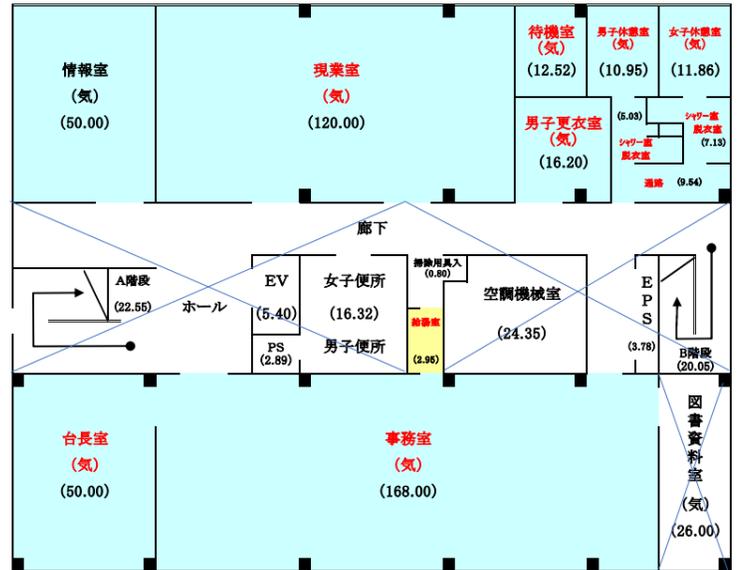
1階平面図

労働局立会部分は労働局職員の指示に従う



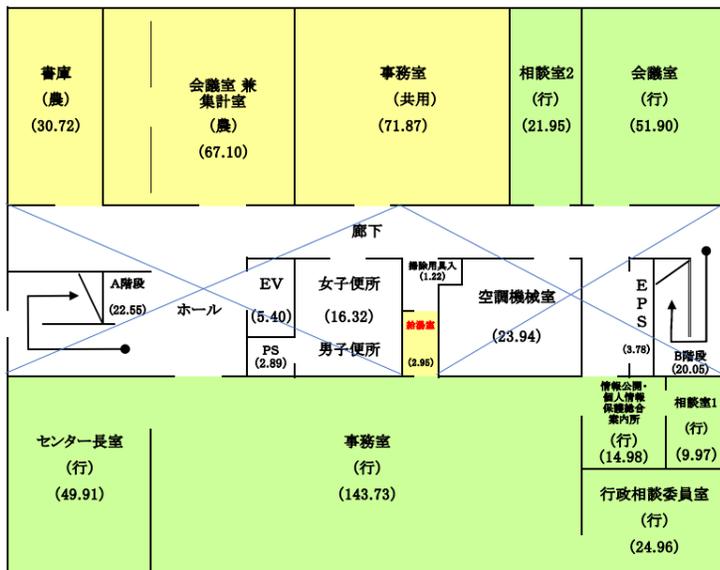
5階平面図

気象台立会部分は気象台職員の指示に従う

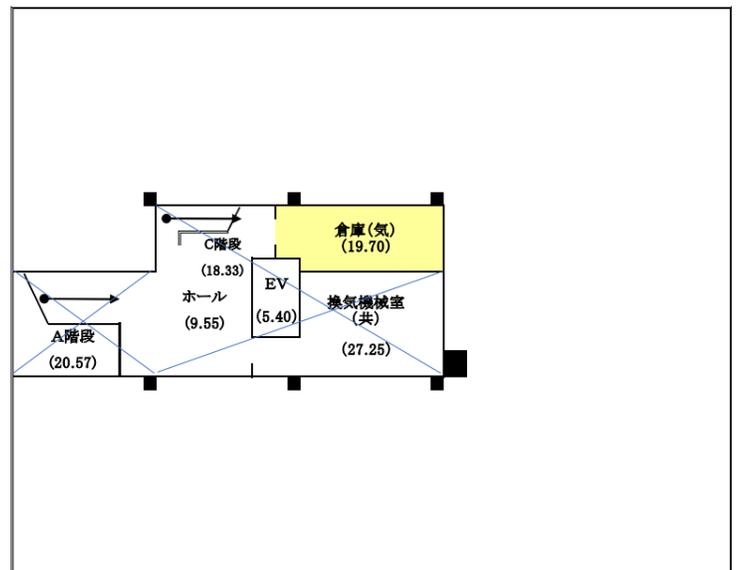


2階平面図

行監立会部分は行監職員の指示に従う

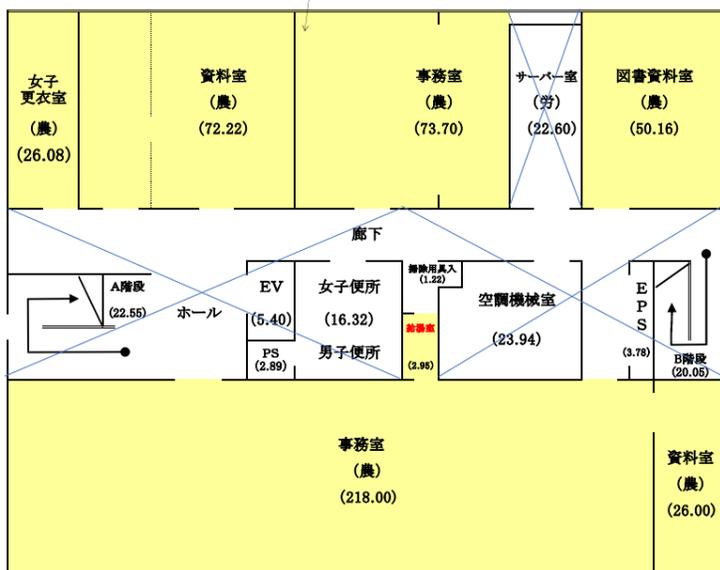


6階平面図

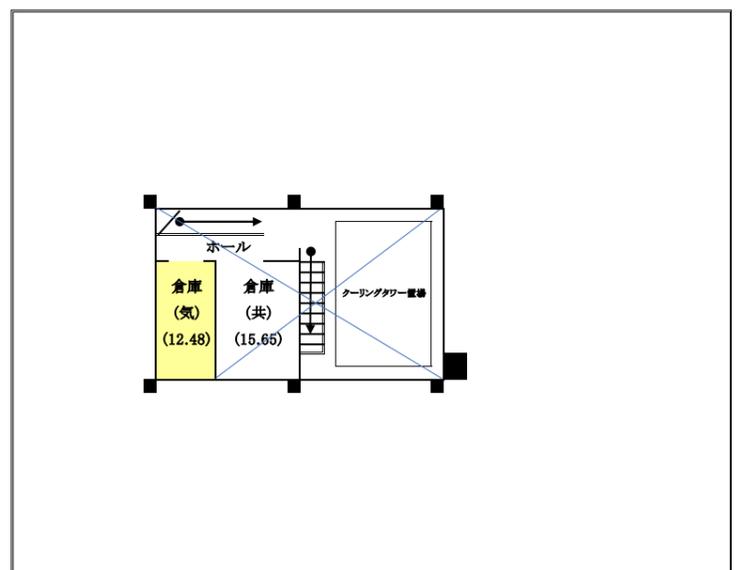


3階平面図

防災用品あるので注意



塔屋平面図



環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）